

4. トラブルとその対応事例

4-1. 発生が想定される軽微なトラブル事例

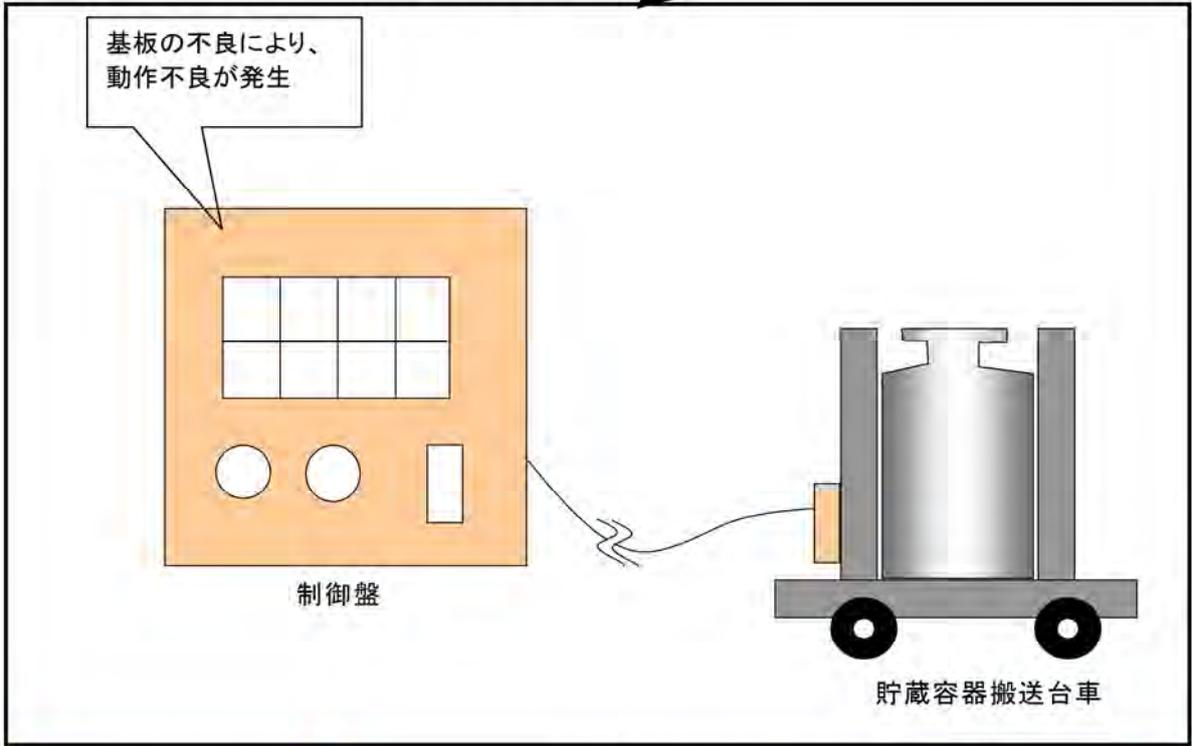
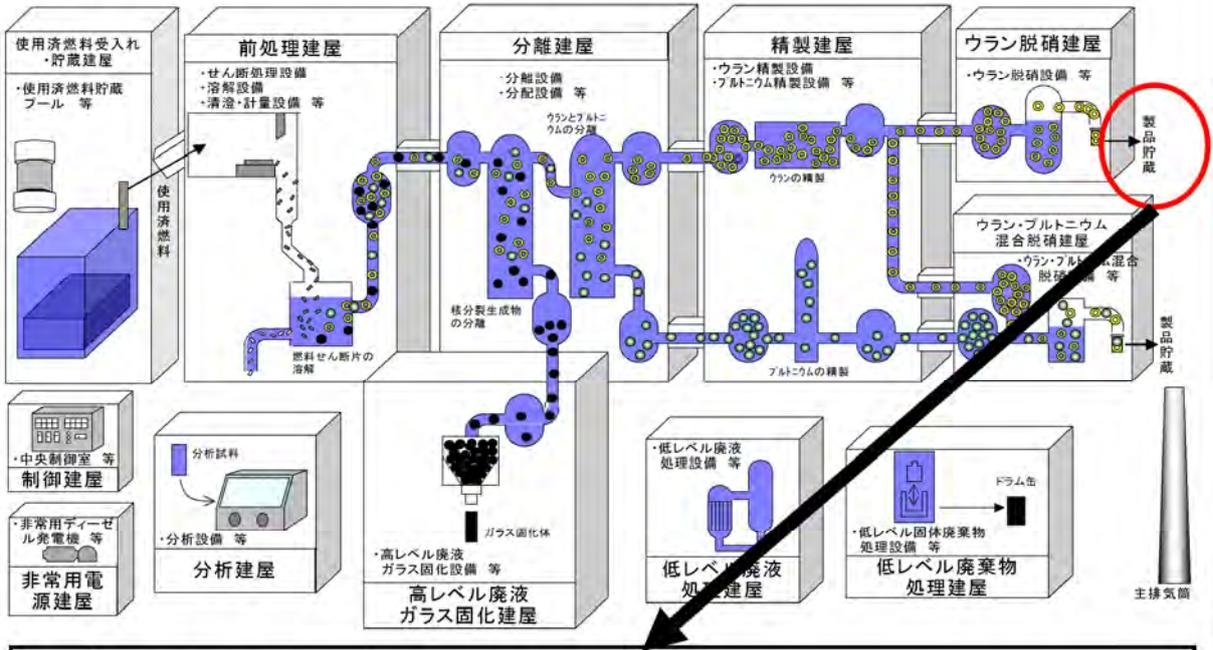
事象分類別 (d. 計測・制御系の不良)

4-06. 貯蔵容器搬送台車における制御盤の基板故障

<p>事象の概要</p> <p>(1)発生場所：機器</p> <p>(2)設備の概要</p> <p>(3)発生の状況</p> <p>(4)概要</p> <p>(5)原因</p>	<p>ウラン酸化物貯蔵建屋：貯蔵容器搬送台車</p> <p>ウラン脱硝建屋でウラン製品粉末を充てんした貯蔵容器を製品貯蔵施設まで搬送する台車。</p> <p>貯蔵容器搬送台車の運転中</p> <p>ウラン酸化物貯蔵容器搬送台車を制御している基板の故障による動作不良。 * 他の建屋も含め同種の機器においても、同様な故障等の発生が予想される。</p> <p>運転を継続するなかで偶発的に発生する電子基板の故障。</p>												
<p>事象による影響</p> <p>(1)工場外への影響</p> <p>(2)安全性への影響</p> <p>(3)作業員への影響</p> <p>(4)他工程への影響</p>	<p>工場外への影響は生じない。 貯蔵容器搬送台車の運転が停止するが、貯蔵容器が閉じ込め機能を有しているため、放射性物質の放出等、工場外への影響は生じない。</p> <p>安全上の問題は生じない。 貯蔵容器搬送台車の運転停止に伴いウラン酸化物貯蔵容器の移動が停止するが、これ以上事象の進展はなく、安全上の問題は生じない。</p> <p>作業員への影響は生じない。 制御盤の基板の復旧作業は、放射性物質を直接扱わないため、作業員への影響は生じない。</p> <p>上流の工程の運転に影響が生じる。 上流のウラン脱硝設備はウラン酸化物貯蔵容器の移動が出来なくなるため、基板の交換等に時間を要する場合には運転に影響が生じる。また、さらに上流の精製建屋の工程は運転を継続するが、復旧が長期化する場合は、精製建屋とウラン脱硝建屋の間に設置されている一時的な貯留槽（硝酸ウラニル貯槽）の残液量で運転継続の可否を判断する。</p>												
<p>対応の概要</p>	<p>1.定められた保守作業手順に従って、基板の復旧を行う。</p> <p>2.基板復旧後、定められた操作手順に従い、搬送台車の運転を再開する。</p>												
<p>公表区分</p>	<p>毎月集約して月1回公表（ホームページへ掲載）</p>												
<p>連絡区分*</p>	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="3">トラブル情報</th> <th colspan="3">運転情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 16.6%;">A 情報</td> <td style="width: 16.6%;">B 情報</td> <td style="width: 16.6%;">C 情報</td> <td style="width: 16.6%;">ごく軽度な機器故障</td> <td style="width: 16.6%;">清掃・調整等で復旧可能な機器停止等</td> <td style="width: 16.6%;">不適合等</td> </tr> </tbody> </table>	トラブル情報			運転情報			A 情報	B 情報	C 情報	ごく軽度な機器故障	清掃・調整等で復旧可能な機器停止等	不適合等
トラブル情報			運転情報										
A 情報	B 情報	C 情報	ごく軽度な機器故障	清掃・調整等で復旧可能な機器停止等	不適合等								

*：『A情報』：安全協定報告事象等、または、それに準ずる事象、『B情報』：事象の進展または状況の変化によっては、安全協定報告対象になるおそれのある事象等、『C情報』：A、B情報に該当しない軽度な不具合、汚染等、特に連絡を要する事象

事象概要



復旧方法

定められた作業手順に従い当該箇所を必修

